

宅地擁壁製造工場実地調査基準

(目的)

第1条 この基準は、宅地擁壁製造工場実地調査に必要な事項を定めることを目的とする。

(製造工場実地調査事項)

第2条 宅地擁壁製造工場実地調査事項は次の各号の定めるところによる。

(1) 申請、更新に伴う申請書等の記載内容の確認に係る調査事項は次の通りとする。

- ①申請会社及び製造工場の概要に関する事項
- ②責任技術者、有資格者に関する事項
- ③設備の管理状況
- ④資材の管理状況
- ⑤製品の管理
- ⑥製造工程の管理
- ⑦その他

(2) 設備の管理状況に係る調査事項は次の通りとする。

- ・製造設備
 - ①管理台帳の内容
 - ②管理基準の内容
 - ③現場の管理状況
- ・検査設備
 - ①管理台帳の内容
 - ②管理基準の内容
 - ③現場の管理状況
- ・公害防止設備
 - ①管理台帳の内容
 - ②管理基準の内容
 - ③現場の管理状況

(3) 資材の管理状況に係る調査事項は次の通りとする。

- ①資材の品質
- ②受入検査方法
- ③保管方法
- ④各種記録類の整備、活用状況

(4) 製品の管理状況に係る調査事項は次の通りとする。

- ①製品の品質
- ②製品検査方法
- ③製品保管方法
- ④各種記録類の整備、活用状況

- (5) 製造工程の管理状況に係る調査事項は次の通りとする。
- ①管理項目及び管理方法
 - ②品質特性及びその検査方法
 - ③作業方法
 - ④各種記録類の整備、活用状況等
- (6) 公害防止・産業廃棄物処理に係る調査事項は次の通りとする。
- ①管理項目及び管理方法
 - ②実施状況
 - ③記録類の保管
- (7) 外注管理に係る調査事項は次の通りとする。
- ①製造工程の外注
 - ②試験の外注
 - ③整備の管理における点検、修理、点検、校正等の外注
- (8) 苦情処理に係る調査事項は次の通りとする。
- ①苦情処理に関する職務分担
 - ②苦情処理の方法
 - ③苦情原因の解析及び再発防止措置
 - ④記録類の保管
- (9) 施工指導に係る調査事項は次の通りとする。
- ①施工に関する資料（施工マニュアル、カタログ、築造仕様書）の配布
 - ②施工指導記録（打合せ記録）内容と施工指導記録の保管
- (10) 実地検査の状況に係る調査事項は次の通りとする。
- ・現認
 - ①資材の保管状況
 - ②検査設備
 - ③製品置場
 - ④製造設備
 - ⑤公害処理施設
 - ⑥安全設備
 - ・現品
 - ①外観
 - ②形状寸法
 - ③外圧強さ
 - ④かぶり厚さ（製品）
 - ⑤かぶり厚さ（型枠）
 - ⑥配筋検査
 - ⑦表示
 - ⑧受験体制

制 定 平成12年12月25日
改 定 平成15年 6月 6日